

宇都宮市清掃事業協力者感謝状贈呈要領

第1条 この要領は、本市の行う清掃事業に関し功労又は善行があると認められた個人又は団体（以下「協力者」という。）に対する感謝状の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 感謝状贈呈の対象となる協力者は、ごみステーション等の清掃奉仕、地域での減量化・資源化の推進又は資源物回収を献身的かつ積極的に続け、清掃事業の推進に貢献し他の模範となっているものであって、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 地域まちづくり組織等が推薦したもののうち、市長が適当と認めた者
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

第3条 感謝状の種類とその対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 感謝状 前条に該当し、かつ原則として2年以上活動を継続し、他の模範となっている者
- (2) 特別感謝状 感謝状を贈呈されてから5年以上活動を継続し、他の模範となっている者

第4条 感謝状には、記念品を合わせて贈呈するものとする。

制定文

昭和50年2月1日から適用する。

改正文

昭和61年4月1日から適用する。

改正文

平成14年4月1日から適用する。

改正文

平成17年4月1日から適用する。

改正文

平成19年8月1日から適用する。

改正文

平成20年7月1日から適用する。

改正文

平成30年7月1日から適用する。